

静岡県特別政策資金融資制度取扱要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県特別政策資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知、以下「要綱」という。）に基づく融資制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

第2 制度融資の対象外業種

要綱第4で規定する融資対象者について、次の各号に掲げる業種は、特別政策資金の融資対象外とする。

- (1) 農業
- (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- (3) 漁業
- (4) 金融業（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (5) 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- (6) 遊興性の高い業種（信用保証の対象となる業種を除く。）
- (7) 本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）

第3 融資対象者

- (1) 要綱第4及び別表中の「融資対象者」の事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算することとする。

ア 「個人から法人に改組」 代表者が同一で、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。

イ 「法人の一部を独立し、別法人を設立」 実質的に事業が継続されていると認められるもの。

ウ 「事業承継」 個人又は法人から、個人又は法人に、実質的に事業継続と認められるもの。

なお、事業の開始時点は、個人にあつては、事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、賃貸借契約等）、法人にあつては、登記簿上の会社設立登記年月日とする。

- (2) 他県業者で資金を利用できる場合

本店等が他県にある企業においては、資金使途が本県所在の工場店舗等に係る場合は対象とする。

- (3) 給与所得者で資金を利用できる場合

個人事業者で確定申告時に給与所得を計上している場合、個人事業で得た収入が全収入の100分の50を超えていれば対象とする。

- (4) 従業員数の数え方

従業員とは、正規・非正規を問わず、雇用保険又は社会保険に加入している者をいう。法人の場合は、法人事業概況説明書に記載されている人数とする。

第4 資金使途の対象外

要綱別表に規定する資金使途について、次の(1)～(5)に掲げるものは、特に要綱に定めのある場合を除き、対象外とする。

- (1) 設備資金

ア 土地（地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金、ふじのくにフロンティア推進資金及び事業承継資金における事業資産買取りに係る場合を除く。）

イ 「3」「5」「7」ナンバーの自動車

ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、

事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第7号に規定する福祉自動車、又は事業の用に供するもので、脱炭素支援資金及び成長産業分野支援資金（グリーン成長分野に限る。）の温室効果ガス排出削減に寄与する設備を導入する場合は除く。

ウ 住居及び居住に供する設備

エ 金融機関申込窓口への申込時以前に契約又は既に設置されている設備（脱炭素支援資金及び成長産業分野支援資金（グリーン成長分野に限る。）を利用する場合において、環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物に係る設備投資の場合は除く。）

(2) 既借入金を借換えするための資金（開業パワーアップ支援資金及び事業承継資金（事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証を付して利用する場合）を除く。）。ただし、県が特例として認めた場合（金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等）は、この限りでない。

(3) 本県外における工場店舗等に係る資金（経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金及び事業承継資金を除く。）

(4) 法人設立のための出資金（経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金を除く。）

(5) 転貸資金（経営革新計画で認められた事業に沿って貸付を行う場合及び事業承継資金において新たに買取りを行った中小企業者等へ貸付けを行う場合を除く。）

第5 補助金等の控除

本資金の融資を受けようとする事業において、国、地方自治体等公的機関の補助金・補償金等を活用する場合、補助金等の受領予定額は、制度融資の申込融資額から除外するものとする。

第6 融資限度額

要綱第4及び別表に規定する融資限度額について、融資申込時点で既に県制度融資の同一資金にかかる融資を受けている場合は、要綱別表に規定されている資金ごとの融資限度額と直近の融資残高との差額を融資限度額とする。

第7 所定金利方式

(1) 特別政策資金は、申込者と金融機関の間で、要綱別表に定める各資金の融資利率の上限の範囲内において、任意に金利設定できる所定金利方式とする。

なお、成長産業分野支援資金については、融資利率の上限はない。

(2) 前項(1)にかかる利子補給率は、「金融機関所定金利の2分の1」又は「当該資金の利子補給率」のいずれか低い方とする。

第8 提出書類

要綱別表に規定する提出書類については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申込書類に添付する商業登記簿謄本の写し、納税証明書及び印鑑証明書については、発行後6か月以内のものを提出するものとする。

(2) 商業登記簿謄本の写しについては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とする。（法務局へオンライン申請し取得した証明書でも可）

(3) 申込書類に添付する決算書は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書、株主資本等変動計算書並びに個別注記表とする。

(4) 許認可証の写しは、資金使途に伴って取得が必要な場合に限る。

(5) 開業パワーアップ支援資金については、前記(1)～(4)は適用しない。

- (6) 要綱第6の審査にあたり、要綱別表に定める提出書類で承認の可否を判断できない場合は、要綱に定める提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

第9 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が定める書類

要綱別表「提出書類」における「協会が定める書類」とは、次のものをいう。

なお、取扱金融機関以外の申込窓口が申込を受け付けた場合、融資を受けようとする者は、下の(1)～(3)に掲げる書類については、協会審査時にその指示に基づいて提出するものとする。

(1) 各融資制度とも共通のもの

ア 保証申込関係書式一式

(ア) 信用保証委託申込書

(イ) 信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込受付分より、貸付実行時に提出する）

(ウ) 個人情報の取扱いに関する同意書（原則として、初回利用時に提出）

(エ) 保証人等明細

(オ) 申込人（企業）概要

イ 直近2期分の確定申告書（決算書、別表、勘定科目明細一式）

ウ 残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）

エ 商業登記簿謄本（前回提出分と変更がない場合は省略可）

オ 印鑑証明書（写し可。前回提出分と変更がない場合は省略可）

カ 設備見積書（設備資金の場合）

(2) 別に必要となるもの

ア 納税証明書（特別小口保証（無担保・無保証人）にかかる場合）

所得税（法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて保証申込日以前1年間に完納していることを証するもの

イ 許認可証等（許認可等を必要とする事業を営む方の場合）

ウ 従業員数確認資料（資本の額又は出資の総額が規定の金額を超えている会社であって、常時使用する従業員数が規定の人数の9割を超えている場合）

原則、下記いずれかの書類が必要

(ア) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書

(イ) 日本年金機構等公的機関による証明書

エ 住民票又は在留カード（写）若しくは特別永住者証明書（写）（代表者又は連帯保証人が外国人の場合）

オ 開業パワーアップ支援資金の融資対象者（要綱別表の融資対象者1の場合）

(ア) 創業・再挑戦計画書又は創業計画書

(イ) 自己資金を証する書類

（スタートアップ創出促進保証利用時に必要な場合）

(ウ) 資格要件申告書（要綱別表の融資対象者1エ、オについて再挑戦支援保証を利用する場合）

カ 節電効果計画書（エネルギー需給安定対策保証を利用する場合）

キ 新事業展開関連保証を利用する場合

(ア) 新事業展開計画書（様式1号）

(イ) 収支計画（様式2号）

(ウ) 資金繰り表（様式3号）

ク 事業承継特別保証を利用する場合

(ア) 事業承継計画書

- (イ) 財務要件等確認書
 - (ウ) 借換債務等確認書
 - (エ) 他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの借入金を含む場合）
 - (オ) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）
- ケ 経営承継借換関連保証を利用する場合
- (ア) 認定申請の提出書類（写）※事業承継計画書を含む
 - (イ) 財務要件等確認書
 - (ウ) 借換債務等確認書
 - (エ) 他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの借入金を含む場合）
 - (オ) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（写）
- (3) その他
- ア 根抵当権設定をする場合
- (ア) 不動産登記簿謄本
 - (イ) 公図（地積測量図）
 - (ウ) 建物図面、各階平面図
 - (エ) 住宅地図（所在地略図）
 - (オ) 土地賃貸借契約書、承諾書、地代領収書（借地に根抵当権を設定する場合）
 - (カ) 所得税（法人税）及び消費税の納税証明書その3の2（個人）又はその3の3（法人）（協会において新規に担保を設定する場合等）
- イ 組合が転貸資金として借入する場合
- (ア) 定款
 - (イ) 組合員名簿
 - (ウ) 組合同約
 - (エ) 転貸及び転借に関する確認書
 - (オ) 総会議事録（借入金最高限度額の決議がされたもの）

第10 協調融資

- (1) 要綱第5に規定する「融資の申込」について、同一資金用途に係る融資を複数の金融機関から受ける場合は、同一の資金及び貸付で申請することとする。
- (2) 融資の承認後、複数の金融機関からの融資に切り替える場合、既承認済みの金融機関は、融資実行通知書の提出時に理由を記載した書面を併せて提出することとし、未承認の金融機関は、別に申請を行うこととする。

第11 変更申請、承認後の融資条件の変更

- (1) 制度融資申込書提出時にやむを得ない理由で未確定事項がある場合や、申込承認後に事情の変化が生じた場合は、金融機関は遅滞なく県又は協会にその旨を報告し、対応を協議することとする。
- (2) 県又は協会との協議の結果、必要がある場合は、確約書（様式第1号別紙その1）、変更申請書（様式第1号別紙その2）、変更報告書（様式第1号別紙その3）又は別途、必要な書類等を作成し提出するものとする。
- (3) 保証を付さない融資において、融資実行時に融資期間、据置期間、融資利率及び利子補給率を要綱別表に定める条件内で変更した場合は、(2)の変更報告書に変更後の条件を記入して提出することとする。

第12 融資の承認

- (1) 県制度融資は、年度毎にあらかじめ設定した融資枠の範囲内で承認するものとし、その判断の基準となる時点は、下表のとおりとする。
- (2) 要綱第6(1)に規定する県の審査に要する期間は、基準となる時点にかかわらず、各資金の申込書と必要な添付書類が整って県商工金融課に到達した日の翌日から起算して、原則として10日間とする。
ただし、日数の算定においては、静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）に規定する本県の休日の日数は参入しないものとする。

資金名	保証	基準となる時点
開業パワーアップ支援資金	必須	協会受付時
新事業展開支援資金、防災・減災強化資金、地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金、脱炭素支援資金、ふじのくにフロンティア推進資金、事業承継資金	任意	県受付時

- (3) 要綱第6の承認について、運転資金のみの申込にかかる承認書の有効期限は、承認日から1年以内とする。

第13 協会における保証承諾

要綱第7に規定する「保証の承諾」について、開業パワーアップ支援資金の申し込みに対し協会が行う保証の承諾は、融資の承認とみなす。

第14 融資実行後、融資期間を変更した場合の利子補給金

要綱第12に規定する「利子補給金の額」について、融資条件の変更等により融資期間が延長された場合、要綱別表に定める融資期間内であれば、利子補給金の対象とする。

第15 融資対象設備の県外移設

- (1) 要綱第12に規定する「利子補給金の額」について、制度融資を利用した設備の一部又は全部を県外移設する場合は、県外へ移設した日の属する月の月初残高までを利子補給金の対象とする。
- (2) 設備の一部を移設した場合、県外に移設した日の属する月以降は、移設した設備の残額相当分(当該融資残高を対象設備の占有率で按分した額)を控除し、利子補給金を計算する。

第16 開業パワーアップ支援資金

- (1) 要綱別表の融資対象者の「県内で事業を営む」とは、法人にあつてはその登記上の本店の所在地を、個人事業者にあつてはその住所を県内に置いて、融資期間中、事業の全部又は一部を県内において営む(営もうとする場合を含む。)ことをいう。
- (2) 要綱別表の融資対象者1の「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は融資実行日とする。
- (3) 要綱別表の融資対象者1及び2の「5年」の起算日は、法人にあつては登記簿上の法人設立登記年月日、個人事業者にあつては事業の開始が確認可能な日(税務署への開業届、賃貸借契約等)とする。
- (4) 要綱別表の資金使途の「設備資金及び運転資金」には、新法人設立のための資本金は含まないものとする。

第17 新事業展開支援資金

(1) 経営革新等貸付

ア 本貸付の利用に当たっては、承認又は認定を受けた計画における資金計画に沿った融資申込を行うこと。

内容が、計画に記載されている資金調達額、資金調達方法と異なる場合には、「差異理由書」等を

提出すること。

- イ 経営力向上関連保証を付す場合の融資期間は、設備資金7年以内（据置期間1年以内）とする。
- ウ 医療法人及びNPO法人については、協会の保証を付さない融資に限り、本資金の対象とする。

(2) 少子化対策・障害者雇用支援貸付

- ア 新たに障害者を常用雇用するために融資を受けた者は、新規雇用後、速やかに新規雇用が確認できる書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- イ 「新規雇用が確認できる書類」とは、「雇用契約書」等の写しとし、対象者が障害者であることの確認は、取扱金融機関で行うものとする。
- ウ 要綱別表中の「常用雇用」とは次のものをいう。
 - (ア) 雇用期間の定めがない雇用
 - (イ) 一定の雇用期間が反復更新され、1年を超えて継続している雇用
 - (ウ) 雇い入れの時から1年を超えて継続すると見込まれる雇用
- エ 要綱別表の融資対象者3の「新たに障害者を常用雇用する」とは、融資申込日から原則として6か月以内に常用雇用する障害者の数が新規に1人以上増加することをいう。
- オ 申込人が、雇用する障害者（新たに雇用する障害者を含む）の個人情報を利用し、利用し、県又は申込窓口提供、報告するにあたっては、利用目的等を明示し、本人の同意を得ること。

第18 防災・減災強化資金

- (1) 要綱別表の特定建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第3項第1号に定める既存耐震不適格建築物であって、同法第14条第1号の要件を満たす昭和56年5月31日以前に建築された建築物をいう。
- (2) 要綱別表の防災・減災強化貸付の資金使途1は、次のものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震診断の実施に必要な資金
 - ただし、耐震改修促進法第4条第2項第3号に適合した耐震診断（以下「耐震診断」という。）であること。
 - イ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震改修計画の策定に必要な資金
 - ただし、耐震診断の結果に基づき策定する計画であって、次のいずれかの条件を満たすこと。
 - (ア) （一財）日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県くらし・環境部が定める「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては県危機管理部が定める「耐震判定指標値（E_T値）」を満たし、ランクI b以上の耐震性能を有していること。
 - (イ) （一財）日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。
 - (ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修計画の認定を受けようとするものであること。
 - ウ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であつて、耐震診断を行った結果により建替えが必要と認められたものの建替えに必要な資金。建替え後の面積が現有建築物の面積の1.5倍を超える場合は、建替え前の面積の1.5倍までの資金を対象とする。
 - ただし、次の条件(ア)及び(イ)を満たすこと。
 - (ア) 県くらし・環境部で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。

- (イ) 現有建築物（法人の代表者又は個人事業者の前事業者である親が有する場合を含む。）を廃棄するものに限る。
- エ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であって、耐震診断を行った結果により改修が必要と認められたものの改修に必要な資金
ただし、次のいずれかの条件を満たすこと。
(ア) （一財）日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県くらし・環境部の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては県危機管理部が定める「耐震判定指標値（E_T値）」を満たし、ランクI b以上の耐震性能を有していること。
(イ) （一財）日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。
(ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。
- オ 建築物の非構造部材の耐震性を向上させる改修に必要な資金
ただし、大規模空間をもつ建築物の天井材及びタイル張りの外壁材にあつては、次の条件を満たすこと。
(ア) 大規模空間をもつ建築物の天井材にあつては、（一社）新・建築士制度普及協会が発行した「平成28年8月建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」に基づく対策をしていること。（「大規模空間」とは、天井高6m超の部分の面積が200㎡を超える空間をいう。）
(イ) タイル張りの外壁材にあつては、（一財）日本建築防災協会が発行した「外壁タイル張りの耐震診断と安全対策指針・同解説」に基づく対策をしていること。
- カ アスベストの飛散防止等に必要な資金
ただし、吹付けアスベストにあつては、（一財）日本建築センターが発行した「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に基づく対策をしていること。
- キ エレベーターの防災対策改修に必要な資金
ただし、（一財）日本建築設備・昇降機センターが発行した「昇降機技術基準の解説2016年版」に基づく対策をしていること。
- ク ブロック塀、石塀等（以下「囲障」という。）及び広告看板等の耐震性を向上させる建替え又は改修に必要な資金
ただし、次のすべての条件を満たすこと。
(ア) 地震発災時に落下、転倒して、周辺住民等の第三者や周辺等の公共施設に被害を与えるおそれがあるものに限る。
(イ) 囲障の建替え又は改修は、県くらし・環境部が発行した「ブロック塀の点検と改善」で示す工法によること。
- ケ 消防水利施設（有蓋貯水槽、防火井戸）の設置及び耐震性を向上させる改修に必要な資金
ただし、防火井戸にあつては、内径300ミリメートル以上、肉厚6.9ミリメートル以上の防火井戸又はこれと同等以上のもので、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第3条第1項に適合するものとする。
- コ 次の表に掲げる危険物・高圧ガス及び毒劇物関係施設の耐震性の向上、流出等の防止又は火災等の防止を目的とした改修（法令により義務付けられている設備を除く。）に必要な資金

法 律	施 設
消防法（昭和23年法律第186号）	危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所 （例）ガソリンスタンド、石油製造業

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）	火薬類の製造施設及び火薬庫
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）	高圧ガスの製造のための施設及び貯蔵所 （例）塩素タンク、液化酸素タンク、冷凍機
毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）	毒物及び劇物を扱う製造所及び営業所
鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）	鉱山
ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）	ガス工作物（例）都市ガスタンク

サ 機械、機具、商品等の転倒及び転落等並びに窓ガラス等の飛散を防止するために必要な資金

シ 次に掲げる施設等の設置に必要な資金

(ア) 消防用設備（消防法の規定により設置を義務付けられている設備を除く。）

(イ) 応急給水資機材等（浄水器、給水槽、深井戸等）

(ウ) 無線通信施設

ス 避難路及び避難地（津波避難タワー等）の整備に必要な資金

セ クただし書き(ア)に該当する困障及び広告看板等の撤去に必要な資金（建替え又は改修のための撤去を除く。）

ソ 地盤改良等（基礎杭打設、表層改良、切土工等）に必要な資金

ただし、静岡県第 4 次地震被害想定（以下「第 4 次地震被害想定」という。）において、液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）又はやま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランク A・B）において実施するものに限る。

タ 浸水防止のための工事（嵩上げ等）、工作物（擁壁等）の設置又は改修に必要な資金

ただし、第 4 次地震被害想定において、津波浸水地域（浸水深 1 cm 以上）において実施するものに限る。

(3) 要綱別表の特定建築物耐震化特別貸付に係る資金使途は、次のものをいう。

ア (2)ア又はイに該当するもの

イ (2)ウ又はエに該当するもの

ウ (2)オからタのいずれかに該当するもの（(2)ウ又はエに付随して生じるものに限る）

エ 耐震工事中の休業期間に対応する従業員への賃金支払いに必要な資金（(2)ウ又はエに付随して生じるものに限る）

(4) 金利一覧表注 2 の「建築物の建替え」、「耐震補強」、「地盤改良等」及び「浸水防止」とは、次のものをいう。

なお、防災・減災強化貸付に係る資金使途 2 について、これを準用する。

ア 「建築物の建替え」とは、(2)ウに該当するものをいう。

イ 「耐震補強」（改修に限る。）とは、(2)エ又はクに該当するものをいう。

ウ 「耐震補強」（改修を除く。）とは、(2)サに該当するものをいう。

エ 「地盤改良等」とは、(2)ソに該当するものをいう。

オ 「浸水防止」とは、(2)タに該当するものをいう。

(5) 建築物の耐震診断を行うために融資を受けた者は、耐震診断の実施後、速やかに耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写しを取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(6) 建築物の耐震改修計画の策定を行うために融資を受けた者は、耐震改修計画の策定後、速やかに耐震改修計画書及び証明書（様式第 14 号）又は耐震改修計画の認定書の写しを取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(7) 建築物の建替えを行うために融資を受けた者は、建替え後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(8) 建築物の改修を行うために融資を受けた者は、改修後、速やかに地震対策済みであることを証する書

類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

- (9) 事業継続計画を策定するために融資を受けた者は、計画策定後、速やかに策定した事業継続計画が確認できる書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。
- (10) 要綱別表の提出書類中及び(5)の「耐震判定委員会の判定書の写し」とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が耐震診断結果報告書の妥当性について静岡県の耐震基準に基づき判定を行い発行した判定書の写しをいう。
- (11) 要綱別表の提出書類中の「現有建築物の登記事項証明書等」とは、登記事項証明書のほか、固定資産税の評価証明書など公的な証明ができるものをいう。
- (12) 要綱別表の提出書類中及び(6)の「耐震改修計画の認定書の写し」とは、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修計画の認定通知書の写しをいう。
- (13) (8)の「地震対策済みであることを証する書類」とは、次のいずれかの書類をいう。
- ア 耐震改修促進法の規定による計画の認定事務取扱要領に基づく工事完了確認書の写し
 - イ 耐震改修促進法第22条第2項の規定による所管行政庁から受けた基準適合建築物の認定通知書の写し
 - ウ 耐震改修促進法第22条第3項の規定による基準適合建築物であることが確認できるプレートの写し又は写真
 - エ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
- (14) (9)の「策定した事業継続計画が確認できる書類」とは、次のものをいう。
- ア 自己診断チェックリスト（県の定めるBCPモデルプラン（第1版）の自己診断チェックリスト、BCPモデルプラン（第3版）の自己評価チェックリスト又は県の定めるBCPモデルプラン（第4版）の自己評価チェックリスト）
 - イ 事業継続計画書（自己診断チェックリスト又は自己診断チェックリストの必須項目を満たすもの）
- (15) 特定建築物耐震化特別貸付において、協会の保証を付して運転資金のみ融資を受ける場合、融資期間は最大10年間（据置期間1年）とするものとする。
- (16) (2)ウ又はエ若しくは(3)イの資金使途と併せて他の資金使途に係る費用（(3)エに係る費用を除く）を申し込む場合については、当該他の資金使途についても、金利一覧表中における防災・減災強化資金の各貸付下段の各融資利率等を適用する。

第19 地震リスク分散資金

- (1) 要綱別表の地震リスク分散とは、第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために行う次のア～エの要件を満たす移転又は分散（新設を含む。）をいう。
- ア 第4次地震被害想定において次のいずれかに該当するもの、又は昭和56年5月31日以前に建築された建築物であって、耐震診断を行った結果により建替えが必要と認められたものであること。
 - (ア) 津波浸水地域（浸水深1cm以上）にあるもの
 - (イ) 液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）にあるもの
 - (ウ) やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）にあるもの
 - イ 事業所等の計画地は、第4次地震被害想定において、次に掲げる地域以外であること。
ただし、当該地域に立地することがやむを得ないと認められる場合で、地盤改良、盛り土、防護壁等の対策を講ずるときはこの限りでない。
 - (ア) 津波浸水地域（浸水深1cm以上）
 - (イ) 液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）
 - (ウ) やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）
 - ウ 計画地の事業所等においては、第4次地震被害想定に対する対策を講ずること。

エ 現在地における跡地利用及び計画地における周辺の景観への配慮を行うこと。

(2) 要綱別表の資金使途は、次に掲げるものをいう。

ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金

ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において、2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。

イ 建築物の建築に要する資金

県くらし・環境部で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。

ウ 既存建築物の取得（改修を含む。）に要する資金

ただし、地震対策済みであるもの又は耐震改修計画書が策定済みであり、1年以内に次のいずれかの条件を満たす改修を行うものに限る。

(7) (一財)日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県くらし・環境部の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては県危機管理部が定める「耐震判定指標値（E_T値）」を満たし、ランクI b以上の耐震性能を有していること。

(4) (一財)日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。

(ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。

エ 工作物の建設又は取得に要する資金

オ 機械、設備等の取得に要する資金（移転又は分散に伴い更新する場合を含む。）

カ (1)ウ及びエに要する資金（計画地におけるものに限る。）

キ 土地、建築物等の登録等にかかる費用（固定資産台帳に計上するものに限る。）

(3) 土地及び建築物を取得するために融資を受けた者は、取得後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

なお、土地を先行取得する場合は、土地の取得後及び建築物の建築後、それぞれ速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(4) 建築物を建築するために融資を受けた者は、建築後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(5) 建築物を取得し、改修を行う場合には、改修後、速やかに地震対策済みであることを証する書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(6) 要綱別表の提出書類中の「耐震判定委員会の判定書の写し」とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が、耐震診断結果報告書の妥当性について静岡県の耐震基準に基づき判定を行い発行した判定書の写しをいう。

(7) 要綱別表の提出書類中の「耐震診断を要する場合」とは、(1)アにおいて、耐震診断の結果を要する場合をいう。

(8) 要綱別表の提出書類中の「既存建築物を取得する場合」の「耐震診断結果報告書」は、融資の申込み前1年以内に作成されたものとする。

(9) 要綱別表の提出書類中の「耐震改修計画の認定書の写し」とは、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修計画の認定通知書の写しをいう。

(10) (5)の「地震対策済みであることを証する書類」とは、次のいずれかの書類をいう。

ア 耐震改修促進法の規定による計画の認定事務取扱要領に基づく工事完了確認書の写し

イ 耐震改修促進法第22条第2項の規定による所管行政庁から受けた基準適合建築物の認定通知書の

写し

ウ 耐震改修促進法第 22 条第 3 項の規定による基準適合建築物であることが確認できるプレートの写し又は写真

エ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し

(11) 本資金については令和 14 年度限りとし、融資実行は令和 15 年 2 月 28 日までに行うものとする。

第 20 脱炭素支援資金

(1) 要綱別表の資金使途中の「新エネ・省エネ設備等」にはエネルギーの使用の合理化に資する施設を含むものとし、次に掲げるすべての要件に該当するものをいい、融資の申込みにあたっては、証明する書類を提出するものとする。

ア 次のいずれかの保証の対象となる設備

(7) エネルギー対策保証（中小企業信用保険法施行規則（昭和 37 年通商産業省令第 14 号）別表第二を参照）

(イ) エネルギー需給安定対策保証

イ 省エネ性能が最新性能であること、又は省エネ効果のある設備であること。

(2) 要綱別表の資金使途中の「温室効果ガス排出削減に寄与する設備」とは、電気自動車（EV）並びに燃料電池を使用した自動車（FCV）、バス（FCバス）及びフォークリフト（FCフォークリフト）並びに付帯設備をいい、国、県、各種団体等が実施する補助制度がある場合は、各種補助金の交付対象となるものを原則とする。

(3) 要綱別表の資金使途中の「環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物」とは、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の面積）の合計が 2,000 ㎡以上の建築物で、建築環境総合性能評価システムの静岡県版（CASBEE 静岡）において、S 又は A の評価を得たものをいう。

(4) 要綱別表の融資対象者中の「温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出」とは、「温室効果ガス排出削減計画書」を作成し、県暮らし・環境部または（一社）静岡県環境資源協会に提出することをいう。資金使途中の「温室効果ガス排出削減計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金」について、設備資金は、静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付決定の対象となった設備を対象とする。運転資金は、「温室効果ガス排出削減計画書（別紙 1）3」に記載のある取組に必要な資金を対象とする。また、具体的な実施内容や資金使途、静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付決定内容を記載した様式第 10 号「温室効果ガス排出削減計画に係る資金使途説明書」を提出することとする。

(5) 金利一覧表の 2 特別政策資金注 3 の「新エネ設備特別型」とは、太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備及びこれらの設備と複合的に導入される省エネ効果のある設備等をいう。

(6) (2) の「付帯設備」とは、EV に関する機器を原則とし、EV 充電器、充放電設備、外部給電器等をいう。

(7) 要綱別表の資金使途の新エネ・省エネ設備等の導入に必要な資金は、次に掲げるものをいう。

ア 設備資金

設備の設置に直接的に係る費用を対象とする。

(7) 本体設備及び付帯設備

(例：太陽光パネル設置の場合、パネル本体と付帯設備（専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置又は系統連携設備）

(イ) 設備設置に係る工事費

(ウ) 電線接続工事負担金

(エ) その他最低限必要な設備、工作物等（周囲を囲うフェンス、防犯カメラ等の工作物等）

イ 運転資金

設備の設置に直接必要な消耗品に限る。

「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定申請経費、農地転用等の申請経費、登記費用等は対象外とする。

(8) 要綱別表の資金使途中の温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入に必要な資金は、次に掲げるものをいう。

ア EV等の購入に要する資金（保険料等は除く。）及び付帯設備の購入に要する資金

イ 設備設置に係る工事に要する資金

(9) 要綱別表の資金使途中の環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資に必要な資金は、静岡県地球温暖化防止条例第24条の規定により提出する「建築物環境配慮計画書」に記載した建築物の新築、増築及び改築及びそれに付随する新エネ・省エネ設備等の導入にかかるものをいう。

(10) 当資金を利用する場合、「新エネ・省エネ設備等」を建設又は設置する場所は県内に限る。

第21 成長産業分野支援資金

(1) 成長産業分野

ア 成長産業分野とは、医療・福祉機器等、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術関連、新エネルギー、次世代自動車、CNF関連及びグリーン成長分野をいう。

イ 対象となる事業は、次のいずれかに該当するものをいう。（グリーン成長分野を除く。）

(ア) 新技術・新製品の開発、又は既存技術の改良を伴うもの。

(イ) 介護サービス及び障害福祉サービスにあっては、新技術・新製品の開発、又は既存技術の改良を伴うものであって、良質かつ適切なサービスの提供を伴うもの。

ウ グリーン成長分野とは、温室効果ガス排出削減に寄与する設備の導入又は環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資をいう。なお、グリーン成長分野の融資対象者は、特定事業者（中小企業者を除く。）に限る。

(2) プロジェクト分野

ア プロジェクト分野とは、ファルマバレー、フーズ・ヘルスケア オープンイノベーション及びフォトンバレーの各プロジェクトをいう。

イ ファルマバレー、フーズ・ヘルスケア オープンイノベーション及びフォトンバレーの各プロジェクト関連分野事業とは、ファルマバレーの医療・健康関連産業、フーズ・ヘルスケア オープンイノベーションの食品・ヘルスケア関連産業及びフォトンバレーの光・電子技術関連産業をいう。

(3) 要綱別表の資金使途の項中「設備資金」とは、次のものをいう。

ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金

ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。

イ 建築物の建築、増築に要する資金

ウ 建築物の取得（改修を含む。）に要する資金

エ 工業用の生産、加工、試験、検査に使用する機械器具若しくは装置の購入又はその修理に要する資金

オ 工作物（煙突、擁壁等をいう。）及び付帯する設備（建築物に付帯する電気、ガス、給排水、冷暖房、消火、排煙等の設備をいう。）の設置又は整備に要する資金

カ 事務機器、小型貨物自動車等の導入に要する資金

キ 店舗及び事務所施設に付帯する施設の整備に要する資金

ク 店舗等を賃借する場合の権利金、敷金等に要する資金

ケ 観光旅館業者等が行う観光客の利用を目的とする駐車場、温泉利用施設（源泉施設、温泉導入施設、温泉プール等をいう。）等の整備に要する資金

コ グリーン成長分野に係る資金使途は、次に掲げるものをいう。

(7) 電気自動車（EV）並びに燃料電池を使用した自動車（FCV）、バス（FCバス）及びフォークリフト（FCフォークリフト）並びに付帯設備の購入に要する資金（国、県、各種団体等が実施する補助制度がある場合は、各種補助金の交付対象となるものを原則とする。）

(4) 環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物（床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積）の合計が2,000㎡以上の建築物で、建築環境総合性能評価システムの静岡県版（CASBEE 静岡）において、S又はAの評価を得たものをいう。）であって、静岡県地球温暖化防止条例第24条の規定により提出する「建築物環境配慮計画書」に記載した建築物の新築、増築及び改築に要する設備資金及びそれに付随する新エネ・省エネ設備等の導入にかかる設備資金

(4) 土地及び建築物を取得するために融資を受けた者は、取得後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

なお、土地を先行取得する場合は、土地の取得後及び建築物の建築後、それぞれ速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(5) 建築物を建築するために融資を受けた者は、建築後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(6) 建築物を増築又は改修するために融資を受けた者は、建築物の増築又は改修後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(7) 本資金のうち成長産業分野については令和7年度限りとし、融資実行は令和8年2月28日までにを行うものとする。

第22 ふじのくにフロンティア推進資金

(1) 要綱別表のふじのくにフロンティア推進区域（以下「推進区域」という。）とは、次のものをいう。

ア 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第31条第1項の規定に基づく指定申請において掲げた「目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業」に係る「対象区域の範囲」と示した11市町の区域のうち、市町の申請に基づき構想の実現に必要と県が指定する区域

イ 市町の申請に基づき“ふじのくにのフロンティア”を拓く取組全体構想の実現に必要と県が指定する区域

(2) 要綱別表のふじのくにフロンティア新拠点区域（以下「新拠点区域」という。）とは、市町の申請に基づき“ふじのくにのフロンティア”を拓く取組全体構想の実現に必要と県が判断し認定するふじのくにのフロンティア推進エリアに、市町が新たに整備する拠点をいう。

(3) 要綱別表のふじのくにフロンティア循環拠点区域（以下「循環拠点区域」という。）とは、市町の申請に基づき“ふじのくにのフロンティア”を拓く取組全体構想の実現に必要と県が判断し認定するふじのくにのフロンティア循環共生圏の形成にあたって、地域資源を活用し、持続可能な圏域を形成するために必要な拠点（既存の拠点の拡充を含む。）とし、字、地番や境界線となる道路等で区切られた一団の連続した範囲をいう。

(4) 計画地及び事業所等については、第4次地震被害想定における次に掲げる地域では、地盤改良、盛り土、防護壁等の第4次地震被害想定に対する対策を講ずること。

ア 津波浸水地域（浸水深1cm以上）

イ 液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）

ウ やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）

(5) 要綱別表の資金使途は、次に掲げるものをいう。

ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金

ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。

イ 建築物の建築・増築に要する資金

県くらし・環境部で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。

ウ 既存建築物の取得（改修を含む。）に要する資金

ただし、地震対策済みであるもの又は推進区域、新拠点区域又は循環拠点区域の事業内容に合致したものであり、1年以内に次のいずれかの条件を満たした改修を行うものに限る。

(7) (一財)日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあっては県くらし・環境部の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあっては県危機管理部が定める「耐震判定指標値（E_T値）」を満たし、ランクI b以上の耐震性能を有していること。

(4) (一財)日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。

(5) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。

エ 工作物の建設又は取得に要する資金

オ 機械、設備等の取得に要する資金

カ (4)に要する資金（計画地におけるものに限る。）

キ 土地、建築物等の登録等にかかる費用（固定資産台帳に計上するものに限る。）

(6) 土地及び建築物を取得するために融資を受けた者は、取得後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

なお、土地を先行取得する場合は、土地の取得後及び建築物の建築後、それぞれ速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(7) 建築物を建築するために融資を受けた者は、建築後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(8) 建築物を増築又は改修するために融資を受けた者は、建築物の増築又は改修後、速やかに登記を行い、登記事項証明書及び地震対策済みであることを証する書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(9) 融資を受けた者は、市町と防災協定の締結又は事業継続計画の策定後、その写しを取扱金融機関を経由して知事及び市町に提出するものとする。（循環拠点区域の場合は除く。）

(10) 要綱別表の提出書類中の「耐震改修計画の認定書の写し」とは、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修計画の認定通知書の写しをいう。

(11) 要綱別表の提出書類中の「既存建築物を取得する場合」の「耐震診断結果報告書」は、融資の申込み前1年以内に作成されたものとする。

(12) 要綱別表の提出書類中の「耐震判定委員会の判定書の写し」とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が、耐震診断結果報告書の妥当性について静岡県の耐震基準に基づき判定を行い発行した判定書の写しをいう。

(13) (7)の「地震対策済みであることを証する書類」とは、次のいずれかの書類をいう。

ア 耐震改修促進法の規定による計画の認定事務取扱要領に基づく工事完了確認書の写し

イ 耐震改修促進法第22条第2項の規定による所管行政庁から受けた基準適合建築物の認定通知書の写

し

ウ 耐震改修促進法第22条第3項の規定による基準適合建築物であることが確認できるプレートの写し又は写真

エ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し

- (14) 本資金については令和9年度限りとし、融資実行は令和10年2月29日までにを行うものとする。
なお、工業団地の場合は令和11年度限りとし、融資実行は令和12年2月28日までにを行うものとする。

第23 事業承継資金

- (1) 本資金における承継とは、事業を営んでいる個人又は法人から、事業譲渡や株式取得によって事業資産及び経営を承継することをいい、事業を譲り受ける者を承継者、事業を譲り渡す者を被承継者という。
- (2) 本資金に係る事業承継においては、所有と経営の一致を原則とする。ただし、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を付して利用する場合は、この限りではない。
- (3) 本資金の対象となる株式は議決権を有するものに限る。
- (4) 承継者が株式を取得する場合については、(5)に掲げる場合を除き、発行済議決権株式総数の100分の50を超える株式を取得すること。ただし、議決権株式総数の100分の50を超える株式を複数回に分割して取得する場合はこの限りではない。
- (5) 承継者が、持株会社を通じて、承継の対象となる事業を行っている会社の株式を取得する場合も本資金の対象とする。この場合、承継者が持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有し、かつ、持株会社が承継の対象となる事業を行っている会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有するものとする。
- (6) 本資金においては、平成28年4月1日以降の事業承継を対象とする。
- (7) 本資金における融資実行は、事業承継契約締結日の前後5年以内に行うものとする。ただし、事業承継契約を書面で交わさない場合、代表権を承継者に移した日、被承継者が退いた日など、承継の事実があった日を事業承継契約締結日とみなす。
- (8) 次のア～ウに該当する場合は、本資金の対象としない。
- ア 相続税・贈与税の納税資金
- イ 投資目的の株式取得又は事業資産の買取り
- ウ 静岡県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終らない者で、債務部門以外の事業部門を分割して承継者に譲渡する場合
- (9) 同一の事業承継計画に基づいて本資金を複数回利用する場合は、融資残高の合計が要綱別表に規定する融資限度額を超えないものとする。
- (10) 経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証及び経営承継借換関連保証を付して利用する場合は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）による認定が必要となる。
- (11) 本資金を、既借入金の返済目的（既存資金の借換え）で事業承継特別保証を付して利用する場合、既借入金の借換えにあたり、新たな資金を加えることを認める。
- (12) 本資金を、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を付して利用する場合、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けたものに限る。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 「事務取扱上の留意事項」は平成31年3月31日を以って、廃止する。

なお、この要領の施行前に融資の承認又は保証の承諾を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和2年5月20日から施行し、令和2年5月15日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年11月4日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年1月5日から施行し、第16（5）の規定は令和3年8月2日から、第23（2）の規定は令和4年1月5日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。